

黒潮国体展示用パネル貸出実施要領

1 目的

この要領は、2015（平成27）年に本県で開催される第70回国民体育大会の広報の一環として、1971（昭和46）年に本県で開催された第26回国民体育大会（黒潮国体）を広く紹介するため、黒潮国体展示用パネル（以下「パネル」）の貸出しについて、必要な事項を定める。

2 貸出対象者

県、県内各市町村及び国民体育大会（以下「国体」という。）関係機関・団体のほか、第70回国民体育大会和歌山県準備委員会（以下「準備委員会」という。）が適当と認める者とする。

3 貸出期間

パネルの貸出期間は、原則として3週間を限度とする。

4 貸出方法

- (1) パネルの借受を希望する場合は、貸出期間の2週間前までに、パネル貸出申請書（別紙1）を準備委員会事務局（県庁国体準備課）へFAX又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 準備委員会事務局は、前項による申請が適当と認められるときは、パネル貸出申請書の申請者（以下「借受者」という。）に対し、パネルを無償で貸出すものとする。
- (3) パネルの貸出し（運搬）に要する経費は、準備委員会の負担とする。ただし、パネルの設置に要する経費は、借受者の負担とする。
- (4) パネルの展示作業は、借受者が行うものとする。

5 返却方法

借受者は、パネルを返却する場合は、準備委員会事務局へ直接、引き渡しを行うものとする。なお、パネルの返却に要する経費は、借受者の負担とする。

6 損傷及び亡失の届出等

- (1) 借受者は、パネルを損傷、又は亡失したときは、速やかにその旨を準備委員会事務局に届け出なければならない。
- (2) 借受者は、自己の責めに帰すべき事由により、パネルを損傷、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

7 その他

- (1) 借受者は、パネルを第三者に転貸してはならない。
- (2) その他この要領に定めのない事項は、準備委員会と借受者が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、平成22年1月15日から施行する。